

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます（※）



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和5年 **10月1日**
着工の工事から！！

※

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80 m ² 以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

材料費も含めた
工事全体の請負代金

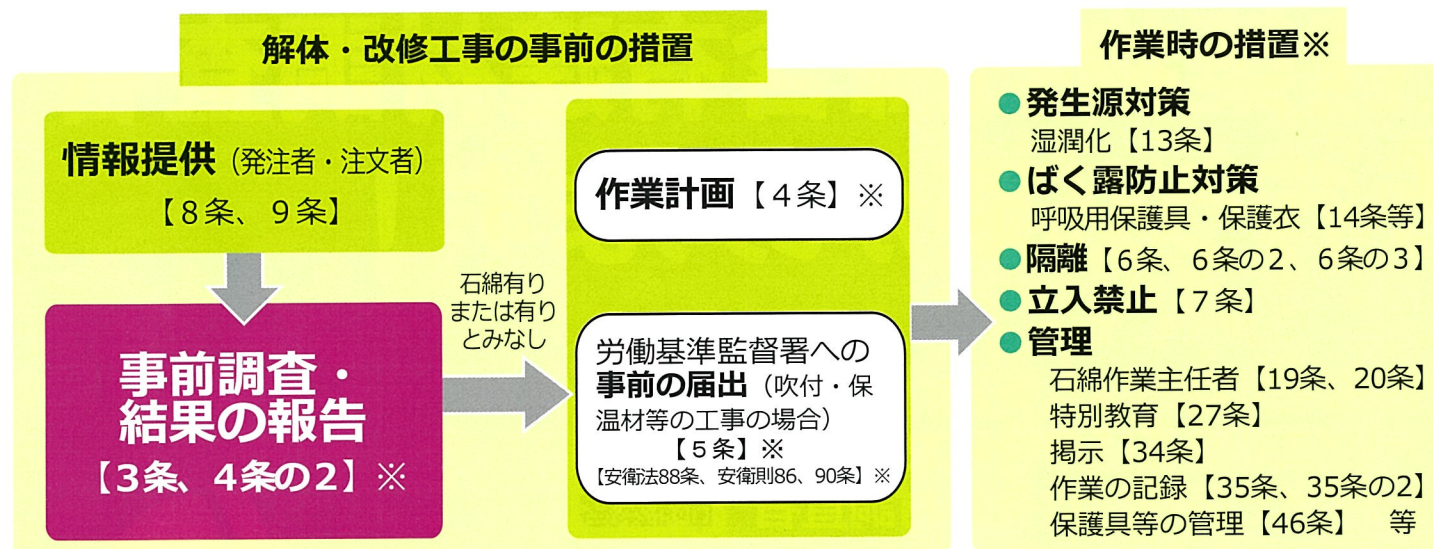
- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含まず。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です）。
- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ▶ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ▶ 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ▶ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。※は罰則規定のあるもの。
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種手続きについて

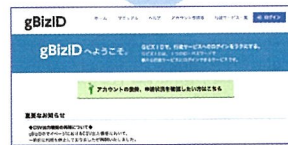
事前調査結果報告システムの操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。



G BizIDについて



G BizIDトップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。

